

募集要項

▶ 申込資格について

一戸建住宅建築用地を必要としている個人又は法人。(市内在住、在勤を問いません)
譲渡代金が支払可能であること。
申込み数は1区画とします。ただし、連続した区画を1区画とすることも可能です。

▶ 分譲条件について

自らが居住する一戸建住宅を建築していただきます。または、一戸建住宅建築用地として使用していただきます。
物件の引渡しは、譲渡代金全額完納後行います。
現状有姿で引渡します。

▶ 契約締結について

手付金(売買代金の約10%)を契約締結までに支払っていただきます。
契約締結後、残金を二ヶ月以内に支払っていただきます。
契約締結後残金が支払われなかった場合、契約者の責めによる契約解除の場合、納入済の手付金は返還いたしません。
契約書に添付する収入印紙及び登録免許税は購入者で負担していただきます。
共有の場合は、事前に申し出てください。

▶ その他

すべての物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用は認められません。
また、風俗営業及び性風俗特殊営業の用途への使用も認められません。
建築物の基礎構造及び地盤強度について建築物の基礎構造は、ハウスメーカー等の建築士が建築に際して宅地を調査し、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して、布基礎、べた基礎、杭基礎等のうち建築物の構造に適合するものを定めることとされております。(建築基準法施行令第38条、第93条)
お客様におかれましては、建築請負契約を締結される前に、契約予定のハウスメーカー等の建築士に地盤調査をご依頼のうえ、建築物の基礎構造に係る工事及び地盤強度を高める工事等の有無、その費用等をご確認ください。
なお、この基礎構造・地盤強化に係る工事等はお客様のご負担で行っていただくものですので、念のために申し添えます。
当会社では、事前に全区画の地盤強度の調査を行っておりますので、その調査データを公社にてご覧いただけます。
なお、このデータは建築士が建築物の基礎を設計するためのものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

▶ 申込み方法は次のとおりです。

申込み開始日 平成16年4月12日(月)午前9時から
申込み方法 先着順とします。(電話、ホームページでの受け付けはいたしておりません。)
申込み場所 下記の西宮市土地開発公社にて受け付けます。

お問い合わせ先

西宮市土地開発公社

<http://www.nishi.or.jp/tochikou>
西宮市六湛寺町3番1号
西宮市役所東館(駐車場棟)8階
TEL 0798-34-7262
AM 9:00 ~ PM 5:15
(ただし土・日・祝日は除く)

